

## 寒河江ファミリー・サポート・センター事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地域において子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者を組織化し、相互援助活動を行うことにより、保護者等が仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境づくりに資するとともに、地域における子育てを支援することを目的とする。

### (事業の実施主体及び運営)

第2条 この事業の実施主体は、寒河江市とする。ただし、当該事業の運営を法人その他の団体に行わせることができる。

### (名称及び事務所)

第3条 この事業の名称は、「寒河江ファミリー・サポート・センター事業」とし、事務所を寒河江市総合子どもセンター内に置く。

### (開設時間及び休業日)

第4条 寒河江ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）の事務所の開設時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日まで 午前9時から午後6時まで
- (2) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 午前9時から午後5時まで

2 センターの事務所の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎月第3日曜日
- (2) 12月29日から翌年の1月31日までの日

### (業務)

第5条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会員の募集、登録及び組織に関する業務
- (2) 会員の相互援助活動の調整に関する業務
- (3) 会員の相互援助活動に必要な講習、指導及び助言に関する業務
- (4) 会員間の交流に関する業務
- (5) 関係機関との連絡調整に関する業務
- (6) センターの広報に関する業務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、センターの目的の達成に必要な業務

### (組織)

第6条 センターは、育児に関する援助活動を行う会員、育児に関する援助を受ける会員、代表者、アドバイザー及び必要な職員で構成する。

### (代表者)

第7条 前条に規定する代表者は、寒河江市長とする。

### (会員等)

第8条 会員は、この事業の趣旨を理解し、育児の援助を行いたい者又は育児の援助を受けたい者であって、代表者の承認を得たものとする。

### (アドバイザーの任務)

第9条 第6条に規定するアドバイザーは、次に掲げる業務を行う。

- (1) センターの事業内容の周知、啓発及び広報に関すること。

- (2) 会員の募集、登録及び会員の組織化に関すること。
- (3) 会員の統括に関すること。
- (4) サブリーダーの選任に関すること。
- (5) サブリーダーの育成指導に関すること。
- (6) 相互援助活動の調整に関すること。
- (7) 相互援助活動に必要な講習の実施及び会員間の交流の促進に関すること。
- (8) 他機関との連絡調整に関すること。
- (9) 会員のトラブルに対する助言や指導に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、この事業の目的達成のために必要な業務  
(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。